

発議案第4号

健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、2024年秋に健康保険証を廃止する方針としているが、いまだ様々なトラブルの解消が図られておらず、世論調査では健康保険証の廃止について、延期や撤回を求める声が7割を超えている。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題であることには間違いないが、国民の不安を置き去りにして強引に突き進むと、かえってデジタル化が後退する。個人情報や国民のものであることを自覚した上で、「不安払拭なくしてデジタル化なし」を肝に銘じなければならない。

政府はマイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）を持たない人向けに発行する資格確認書について、保険者が有効期間を5年以内で設定し、当分の間、マイナ保険証を保有していない全ての人に交付する方針を示している。このような資格確認書が、今の健康保険証と何が違うのか理解できない。また、資格確認書の交付には事務負担やコストが伴い、初めての資格確認書の事務作業ではミスが発生や混乱が予想される。

よって、政府に対し、国民の不安を払拭し、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するために一旦立ち止まり、徹底的なシステムの総点検を行うとともに、2024年秋の健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証を存続させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月6日

香 川 県 議 会